

【誓約書】

秘密保持に関する誓約書

〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇 御中

所在地：三重県津市広明町 334

組合名：三重県醤油味噌工業協同組合

役職名・氏名：

印

当組合は、貴社から検体のヒスタミン分析の依頼を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当組合は、貴社から依頼を受けた検体のヒスタミン分析結果の測定値に関する情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、貴社の開示方法の如何を問わず、貴社の事前の書面による承諾なしに第三者（当組合の関係会社等を含みます。以下同じ）に開示・漏洩せず、貴社が秘密情報を開示した目的以外の目的のために利用いたしません。
2. 当組合は、前項に基づき、貴社の事前の書面による承諾を得て、第三者に秘密情報を開示する場合、当組合は、本書にて当組合が負う義務を当該第三者にも遵守させます。
3. 当組合は、貴社の秘密情報の開示を受ける対象者を、必要な最小限の自らの役員および従業員に限定し、本書にて当組合が負う義務を遵守させます。
4. 当組合は、秘密情報を電磁的媒体等に保存する場合は、パスワードをかける等、本書にて当組合が負う義務を遵守するための措置を講じます。
5. 貴社から要請があるとき、当組合は、貴社の指示に従い、貴社から提供された秘密情報を、直ちに貴社に返却または適正に廃棄いたします。
6. 当組合は、本書に定めた義務に違反した場合、これによって蒙った貴社の損害を貴社および関係者と協議の上直接的かつ現実に蒙った通常損害の範囲において賠償するとともに、貴社の要求する措置を講じます。
7. 本書は、当組合が貴社から秘密情報を取得した時から適用されるものとします。

以上